

平成24年3月23日

建設業団体の長 殿



## 登録基幹技能者講習事務の取扱いについて（通知）

標記について、更新手続きの運用を定めたことから、登録基幹技能者講習事務の申請及び実施に当たっては、下記により取扱われたい。

なお、平成20年3月28日付け国総建整第183号は廃止する。

## 記

## 1 登録基幹技能者講習事務の申請における添付書類について

(1) 規則第18条の3の2第3項第3号の登録基幹技能者講習事務の概要を記載した書類として、以下の内容を記載した書類を添付すること。

## (①) 講義の概要

- ア 講義を行う科目
- イ アの科目ごとの内容
- ウ イの内容ごとの講義時間
- エ イの内容ごとの講師となるべき者

## (②) 試験の概要

- ア 試験を行う科目
- イ アの科目ごとの内容
- ウ 試験時間、問題数及び試験方法

(2) 規則第18条の3の2第3項第7号のその他参考となる事項を記載した書類として、以下の内容を記載した書類を添付すること。

- ① 登録基幹技能者講習の課程を修了した者が基幹的な役割を担う建設工事の建設業の種類
- ② 登録基幹技能者講習事務の一部を他の者に委託する場合にあっては、受託予定者の名称及び委託する事務の内容

③ 規則第18条の3の5の登録の更新時には、以下の内容を記載した書類を添付すること。

- ア 登録基幹技能者講習事務の開始日又は前回の更新日から更新の申請日までの、登録基幹技能者講習委員の変更履歴と当該者の経歴書等。
- イ 登録基幹技能者講習事務の開始日又は前回の更新日から更新の申請日までの、登録基幹技能者講習実施機関の代表者の氏名及び事務所の所在地の変更履歴。
- ウ 規則第18条の3の10に定める過去5年間分の財務諸表等の保管状況。
- エ 規則第18条の3の14第1項に定める帳簿及び同条第4項に定める過去3年間分の書類の保管状況。

## 2 登録基幹技能者講習事務に関する規程（以下「事務規程」という。）について

事務規程の策定に当たっては、登録基幹技能者講習事務が公正に、かつ、規則第18条の3の4第1項各号に掲げる要件及び規則第18条の3の6各号に掲げる基準に適合する方法で行われることを担保する規定を設けるとともに、以下の点に留意すること。

### (1) 登録基幹技能者講習事務を行う事務所及び講習の実施場所に関する事項（規則第18条の3の8第2号関係）

登録基幹技能者講習の実施場所及び開催頻度については、講習の課程を修了した者が地域的に偏在しないよう十分配慮すること。

### (2) 登録基幹技能者講習の日程、公示方法その他の登録基幹技能者講習事務の実施の方法に関する事項（規則第18条の3の8第3号関係）

- ① 規則第18条の3の2第3項第3号の登録基幹技能者講習事務の概要を記載した書類として、国土交通大臣に提出した内容を事務規程に定めること。
- ② 講義時間及び試験時間は、それぞれ50時間以下、3時間以下を目安とすること。
- ③ 試験方法は四者選一式を基本とすること。記述式を併用する場合は、具体的な出題内容とともに、規則第18条の3の4第1項第2号の合議制の機関で採点基準を定めること。また、試験日ごとに試験問題を変更するとともに、テキスト、ノート類の持込を認める方法はとらないこと。

### (3) 登録基幹技能者講習の受講の申込みに関する事項（規則第18条の3の8第4号関係）

- ① 建設工事に関する実務の経験及び職長の経験があることを判断するための受講要件として、事務規程に以下の内容を定めること。また、申請者の所属を受講要件としないこと。
  - ア 建設工事に関する実務の経験：1の(2)の①により記載した建設業の種類のうち、一種類以上の実務の経験が10年以上の期間
  - イ アのうち職長の経験：3年以上の期間

- ② 熟達した作業能力を有することを判断するための受講要件として、事務規程に以下の点を留意して定めること。

- ア 登録基幹技能者講習の種目に関し、熟達した作業能力を有することを判断できる職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）その他の法令に基づく試験、免許、免状又は講習がある場合には、当該試験の合格、免許若しくは免状の取得又は講習の修了を要件とする  
イ アの試験等が存在しない場合は、登録基幹技能者講習の種目に関し、熟達した作業能力を有することを判断できる試験の合格、講習の修了等を要件とすることができる（特定の所属の者しか受験等できない場合は不可）  
ウ ア又はイに加え、優秀施工者国土交通大臣顕彰者（建設マスター）を要件とすることは差し支えない

- ③ 受講の申込みに当たり、申請者から以下の書類を求めるについて事務規程に定めること。

- ア 実務の経験及び職長の経験を証明する書類（建設工事ごとに実務の経験及び職長の経験の内容（工事名、作業内容及び期間を含む。）が明記され、当該申請者の実務の経験を有する建設業の種類を判定することが可能なもの）で、その内容について事業主（事業主が証明できない場合は、当該経験を証明できる立場の者）が証明したもの（申請者が事業主である場合は、記載事実に相違がない旨の誓約を求める）  
イ 職長の経験を証明するものとして、以下のいずれかの書類

- (a) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第60条に規定する教育を受けたことを証する書類

(b) 上記アの職長の経験について、アの事業主以外の元請の建設業者等が証明したもの

④ 登録基幹技能者講習試験を不合格となった者に対する次回以降の講義の受講免除措置を事務規程に定めることができる。ただし、この受講の免除は、翌々年度までかつ2回までに限るものとする。

(4) 登録基幹技能者講習の受講手数料の額及び収納の方法に関する事項(規則第18条の3の8第5号関係)

受講手数料は、申請者の所属にかかわらず、同一の料金にすること。

(5) 登録基幹技能者講習委員の選任及び解任に関する事項(規則第18条の3の8第6号関係)

講習委員として、平成20年国土交通省告示第362号の五及び六に掲げる者から一名以上を加えること。

(6) 登録基幹技能者講習修了証の交付及び再交付に関する事項(規則第18条の3の8第9号関係)

① 講習修了証には、事務規程に定めることにより、講習の課程を修了した者が実務の経験を有する建設業の種類をその表面に記載すること。

② ①の記載に当たっては、登録基幹技能者講習実施機関は、申請者から提出された実務の経験を証明する書類に基づき、建設業法(昭和24年法律第100号)第7条第2号ロに適合しているかどうかを基準にその建設業の種類を判定する旨を事務規程で定めること。

③ 講習修了証には、事務規程に定めることにより、以下の事項をその裏面(備考欄)に記載すること。ただし、事務規程に定めることにより、講習修了証の再交付に代えることができる。

ア 氏名を変更した場合の変更後の氏名

イ 講習修了証の表面に記載した建設業の種類以外の建設業の種類について、講習修了証交付後に受講要件を満たした場合の当該建設業の種類の追加

④ 講習修了証には、事務規程に定めることにより、講習修了証の有効期限を記載すること。

(7) その他登録基幹技能者講習事務に関し必要な事項(第18条の3の8第14号関係)

① 登録基幹技能者講習事務の申請者のうち、別紙1の(一)欄に掲げる法人等が申請時までに実施した(二)欄に掲げる基幹技能者制度の認定者については、事務規程に特例講習に関する規定を定めることにより、その全課程を受講した者に講習修了証を交付することができる。ただし、以下の者に対しては、講習修了証を交付することができない。

ア 基幹技能者としての実務の経験が1年未満の者

イ 事務規程に定めた建設工事に関する実務の経験及び職長の経験に関する受講要件を満たさない者

② 特例講習に関する規定として、以下の内容を盛り込むこと。

ア 特例講習の実施場所に関する事項

イ 特例講習の日程及び実施期限に関する事項

ウ 特例講習の受講要件に関する事項

エ 特例講習の受講の申込みに関する事項

オ 特例講習の受講手数料の額に関する事項

カ 特例講習の講義の科目、内容、内容ごとの講義時間及び内容ごとの講師となるべき者に関する事項

キ 特例講習に用いる教材に関する事項

③ 特例講習の講義の科目、内容、内容ごとの講義時間及び教材は、別紙2を基準とする。

④ 特例講習の実施期限は、平成24年度までとする。

- ⑥ 更新手続きに関する規定として、以下の内容を盛り込むこと。
  - ア 更新手続きの実施場所に関する事項
  - イ 更新手続きの日程に関する事項
  - ウ 更新手続きの申込みに関する事項
  - エ 更新手続きの手数料の額に関する事項
  - オ 更新講習を実施する場合は、講義の科目、内容、内容ごとの講義時間に関する事項
- ⑥ 更新手続きの手数料の設定については、申請者の過度な負担とならないよう配慮すること。
  - また、更新手続きの手数料は、申請者の所属にかかわらず同一の料金とすること。
- ⑦ 更新手続きは、講習修了証の有効期限の1年前から受付を開始することができる。
- ⑧ 講習修了証の有効期限を経過した場合は、事務規程に定めることにより、半年以内に限り更新することができる。また、事務規程に定めるところにより、有効期限経過後1年以内に限り講義の受講を免除することができる。なお、講習修了証の有効期限を経過した者については、経営事項審査における加点対象とはならないことに留意すること。

### 3 現行の基幹技能者制度について

別紙1の(一)欄に掲げる法人等が実施している(二)欄に掲げる基幹技能者制度について、平成20年4月1日以降も現行の講習を実施する場合には、当該講習が規則により国土交通大臣の登録を受けた講習と認定されるおそれがないよう、以下の措置を講じること。

- (1) 受講者の募集に当たり、募集要項等の中で、現行の講習で認定を受けた後、2の(7)の①の特例講習を改めて受講する必要がある旨の表示をすること。
- (2) 講習の実施に当たり、受講者に対し、現行の講習で認定を受けた後、2の(7)の①の特例講習を改めて受講する必要がある旨の説明をすること。

## (別紙1)

(一)	(二)
全国圧接業協同組合連合会	圧接基幹技能者(平成17年3月~) 基幹圧接技士(平成9年6月~平成17年3月)
社団法人日本橋梁建設協会	橋梁基幹技能者(平成14年6月~) 橋梁基幹技能士(平成10年7月~平成14年6月)
日本架設協会(平成10年7月~平成17年3月)	
アーリストレスト・コンクリート工事業協会	PC工事基幹技能者
社団法人日本電設工業協会	電気工事基幹技能者(平成18年6月~) 電気工事統括技士(基幹技能者)(平成16年6月~平成18年6月) 電気工事統括技士(平成10年12月~平成16年6月)
社団法人日本造園建設業協会	造園基幹技能者(平成17年6月~)
社団法人日本造園組合連合会	造園工事基幹技能者(平成11年2月~平成17年6月)
社団法人日本機械土工協会	機械土工基幹技能者(平成16年1月~) 機械土工主任工事士(平成11年4月~平成15年12月)
社団法人日本建築板金協会	建築板金基幹技能者
社団法人全国鉄筋工事業協会	鉄筋基幹技能者(平成16年4月~) 鉄筋施工管理士(平成12年2月~平成16年3月)
社団法人日本サッシ協会	サッシ・カーテンウォール基幹技能者
社団法人カーテンウォール・防火開口部協会	
日本外壁仕上業協同組合連合会	外壁仕上基幹技能者
社団法人日本建設大工工事業協会	型枠基幹技能者
社団法人全国建設室内工事業協会	内装仕上工事基幹技能者
日本建設インテリア事業協同組合連合会	
日本室内装飾事業協同組合連合会	
社団法人日本空調衛生工事業協会	配管基幹技能者
有限責任中間法人日本配管工事業団体連合会	
全国管工事業協同組合連合会	
日本トンネル専門工事業協会	トンネル基幹技能者
社団法人全国コンクリート圧送事業団体連合会	コンクリート圧送基幹技能者
社団法人日本建設躯体工事業団体連合会	鳶・土工基幹技能者
社団法人日本鳶工業連合会	
社団法人日本左官業組合連合会	左官基幹技能者
社団法人日本塗装工業会	建設塗装基幹技能者
社団法人日本空調衛生工事業協会	ダクト基幹技能者
有限責任中間法人全国ダクト工業団体連合会	
社団法人全国防水工事業協会	防水基幹技能者
社団法人日本建築プロック・エクステリア工事業協会	建築プロック・エクステリア基幹技能者

## (別紙2)

科目	内容	講義時間	教材
①基幹技能一般知識に関する科目	基幹技能者の方に関する事項	30分	基幹技能者共通テキスト(平成23年改訂版。基幹技能者制度推進協議会監修)
	実務に役立つ話し方・OJT教育に関する事項	30分	
②基幹技能関係法令に関する科目	関連法規に関する事項	30分	
③建設工事の施工管理、工程管理、資材管理その他の技術上の管理に関する科目	施工管理・事務管理に関する事項	30分	基幹技能者共通テキスト(平成23年改訂版)又は登録基幹技能者講習実施機関が指定する教材
	工程管理に関する事項	30分	
	資材管理に関する事項	30分	
	原価管理に関する事項	30分	
	品質管理に関する事項	30分	
	安全管理に関する事項	30分	
④上記①から③の全部又は一部	建設工事において基幹的な役割を担うために必要な内容	30分以上	